

令和5年第2回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月27日(月)午後1時30分～午後2時00分

2 開催場所 小鹿野文化センター 大会議室

3 出席委員 農業委員 (12人) 農地利用最適化推進委員 (8人)

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

8番 佐藤 恒志 9番 町田 考子 11番 新井 正志

13番 田嶋 敏男

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子

強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男

増島 敏雄 千島 政次

4 欠席委員 農業委員 (2人) 12番 守屋 善雄 14番 樋口 わかな

5 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 勝英 事務局 荻野 翔太

嶋田 裕介

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第36号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (2件)

報 告

1

6ヶ月後の現地確認について

令和4年8月申請分について (3件)

そ の 他

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、これより令和5年第2回小鹿野町農業委員会総会を開始させていただきます。尚、本日の欠席者は12番 守屋善雄委員さん、14番 樋口わかな委員さんの2人です。農地利用最適化推進委員の強矢福司さんは遅刻となります。それでは、開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>こんにちは。だいぶ暖かくなりまして、いよいよ3月に入ろうとしています。ジャガイモを作ろうと思っています。来週はだいぶ状況が良くなってくると思いますので、皆さんは大変忙しくなってくると思います。</p> <p>先日20日に秩父郡市の農業委員会長の視察研修がありました。公益社団法人埼玉県農林公社が行田市にあります。そこと羽生市にあるチャレンジファームを視察しました。</p> <p>農林公社の方は、集積を見たり説明をしていただきました。</p> <p>羽生チャレンジファームは2019年に開設されました。羽生市が力を入れまして、農業を推進する農業団地を立ち上げました。東京ドーム5個分に当たる総面積24haです。現在5社くらいが入っています。我々が見たのはイチゴのハウスでした。大手農業用資材メーカーの渡辺パイプ株式会社が自社のハウス、システムを使ってイチゴを生産、販売しています。新規の就農者の育成を行いながら自社のパイプを売るということです。話を聞いたところ、待つことなくすぐにハウスを建てに行きます。とのことでした。この辺では知らないもので、いろいろな所で3ヶ月、4ヶ月待ち、5ヶ月待ちという話を聞いていますが、すぐに来てもらえそうです。最新のものでは、秩父の方で雪が降っても大丈夫のようにパイプの本数を抜いていて、日影で蔭にならないように太陽の当たるような形でパイプを組んでいました。1反歩で1,000万円くらい掛かるそうです。私と荻野君で見に行きましたが、会社ですから2反歩のハウスで6,000万円だそうです。そこは羽生水郷公園の前ですので、毎週お客さんが来るそうです。水郷公園を使っていて駐車場も市営ですし、トイレもありますので、人が自然に集まってくるそうです。現在は、自分たちでイチゴを摘み取ってネット販売や直売所に出して販売をしているそうです。来年は、水郷公園の前ですので、観光で摘み取りをさせるような話をしていました。視察の話を聞きたいようでしたら荻野君に聞いてください。本日も案件が少ないようですが、よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、早速議事に入らせていただきます。</p>

	す。尚、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。
議 長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は11番 新井正志委員さん、13番 田嶋敏男委員さん、以上2名を御指名申し上げます。</p>
議 長	<p>続きまして、日程第2 議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」(2件)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年2月27日 小鹿野町農業委員会 会長 黒沢裕幸</p> <p>番号1 ○○○字○○○○○○○-○ 地目 田 面積 ○○○㎡ ○○ ○字○○○○○○○-○ 地目 田 面積 ○○○㎡ ○○○字○○○○ ○○-○ 地目 ため池 面積 ○○㎡ 合計面積 ○,○○○㎡</p> <p>○○○○-○については、地目がため池となっておりますが、現況主義で審議をするということになります。現況は田として一体で利用されているので議案に挙げさせていただきました。</p> <p>申請人 譲渡人：○○○○ ○○○○ 譲受人：○○○ ○○○○○ ○○ ○○○○○○○○ ○○○○○ ○○○○○ 事由：当該地は休耕地であり、また平坦で日当たりも良いため太陽光発電施設として利用するのに最適であったため申請をした。賃借権となっております。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図、公図(写)をご覧ください。こちらは、○○○○○○○○○の北側に位置しています。</p> <p>続きまして、番号2の説明をさせていただきます。</p> <p>○○○○字○○○○○○○-○ 地目 畑 面積 ○○○㎡ 申請人 譲渡人：○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○ 譲受人：○○○○ ○○○○ 事由：現在、薪の製造・販売の事業を営んでおり、その事業拡大のため、新たに倉庫及び資材置場が必要となったため、自宅兼作業所に隣接する当該地を申請した。所有権の移転となっております。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>こちらは、○○○○の○○にあります○○○○から○○○○○○○○を○○○方面に○○mほど進んでいただきました南側に位置しています。</p> <p>説明は以上となります。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。番号1については、先月取り下げになった案件です。先月現地確認を行っていきまして、推進委員の強矢福司さんに報告をしていただくことになっていました。まだいらしてなくて、こちらに向かっている途中とのことです。</p> <p>こちらは、〇〇〇〇〇〇の裏に太陽光発電施設がありますが、その前の水路のある所です。事務局から説明をしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。先程は場所の説明をさせていただきました。〇〇〇〇〇〇の北側に位置しています。先月取り下げにした理由としましては、この場所に直接車等が進入するための進入路がなかったことです。この案内図、公図（写）で見ますと、当該地の左側にフェンスがありまして、〇〇〇が通るための歩道が設置されています。こちらからの進入は無理です。南側は水路がありまして、小さい橋が掛かっていますが、車等の進入は難しいということです。そもそも、進入して工事をすることは出来ないだろう。ということで取り下げにさせていただいています。</p> <p>今回、車等の使用については、〇〇〇側の道にクレーン車を置きまして、そこから資材を釣り上げます。土地の中には人間だけがいて工事を行います。という話になりました。車を置くことについては、警察と町の建設課に許可を取っていますので問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>事務局より説明がありました。強矢推進委員さんがいらっしゃいましたので、番号1について現地確認の報告をお願いしたいと思います。</p>
強矢福司 推進委員	<p>先月、農業委員の守屋さんと事務局の2人と現地確認をさせていただきました。</p> <p>この場所は、すぐ傍に〇〇〇さんの太陽光発電施設が設置されています。この案件につきましては、農業委員会で3回協議しています。その時には、〇〇の方に反射するのではないかという問題が出ました。そもそも太陽光発電はいかがなものか。という議論も含めて賛成されたと思います。そのような過去の経緯があります。私も過去に現地に行って日の出の時の反射の状況を確認させていただいています。問題にならないような反射でしたので、今回の案件については、太陽光発電施設を設置するのに支障が無いと確認しました。報告させていただきます。</p>

議 長	番号1について現地確認の報告をしていただきました。続きまして、番号2の現地確認の報告をお願いいたします。
黒澤八重子 推進委員	<p>お世話になります。2月20日に事務局の嶋田さんと農業委員の栗原さんと私の3人で現地確認をお世話になりました。</p> <p>当日は、譲受人の〇〇さんと業者の方も立ち会っていただくことが出来ました。この方は〇〇の方から家族〇人で移住されました。〇〇の〇月から薪の製造・販売の仕事を始めています。作業場は自宅の横にありますが、非常に狭い場所でした。今回申請された土地は広いですが、だいぶ下がっていて低い所なので、〇〇cm超くらい盛り土をして自宅のある所と同じ高さにして軽トラック等の出入りがスムーズに出来るようにしたい。という計画があることも伺ってきました。薪を乾燥させるということですが、とても日当たりが良く、そのような仕事をするのに適している場所だと感じました。何も問題は無いと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。
3番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
3番委員	番号1の太陽光発電施設の関係ですが、小鹿野用水の受益地になっていると思います。その辺はどのようになっていますか。
事務局	お答えさせていただきます。受益地についてのご質問ですが、こちらは受益地になっていません。また、受益地として制限が掛かる場所については、農振農用地区域（青地）に指定されている農地のみとなります。こちらは、白地になりますので受益地にかかわらない場所になります。
3番委員	農振農用地区域に入っていなかったということですね。
事務局	おっしゃる通りです。
3番委員	分かりました。隣地の承諾の関係についてお聞きします。図面で見ると

1 番委員	はい。
議 長	はい、どうぞ。
1 番委員	番号 1 の譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇ですが、賃借権 となっています。期間は何年くらいですか。
事務局	21 年となっています。
1 番委員	21 年の賃借権で、その間の管理は〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 がする。という解釈でよろしいでしょうか。
事務局	はい、そうです。
1 番委員	ありがとうございます。
議 長	他にございますか。 (質疑無し)
議 長	御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、 農業委員さんの挙手をお願いしたいと思います。 日程第 2 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議に ついて (2 件) の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当 とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。 (全員賛成)
議 長	全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。
議 長	続きまして、報告に移ります。 1 6ヶ月後の現地確認について 令和 4 年 8 月申請分について (3 件) 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、報告 1 6ヶ月後の確認ということで、8 月に審議をしてい ただいたものについて説明をさせていただきます。尚、3 条の申請と非農

地判断の案件のみでしたので、現地確認は行っていません。よろしくお願いたします。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第 24 号は農地法第 3 条の規定による許可申請について審議をしていただいたものになります。

〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇, 〇〇〇㎡ 合計面積 〇, 〇〇〇㎡ この農地を〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが譲り受けて露地野菜（きゃべつ、玉ねぎ、じゃがいもなど）を栽培したい。ということで審議をしていただいたものです。所有権の移転となります。

続きまして、次のページをご覧ください。議案第 25 号ということで非農地判断について審議をしていただいたものです。

番号 1 〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇, 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇, 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 6 筆の合計面積 〇, 〇〇〇㎡ 地目は全て畑です。申請人：〇〇 〇〇〇〇 現在、山林化してしまっているため非農地判断を行ったものです。

番号 2 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇, 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇㎡ 字〇〇〇〇〇〇〇 面積 〇〇〇㎡ 5 筆の合計面積 〇, 〇〇〇㎡ 地目は全て畑です。申請人：〇〇〇 〇〇〇〇 現在、山林化してしまっているため、現状に合わせるため非農地判断を行ったものです。

6 ヶ月後の報告についての説明は以上となります。

議 長

事務局より説明をしていただきました。現地確認は行っていませんので、議案第 24 号の譲受人の〇〇さんについて申し上げます。場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇から旧道を〇〇〇に向かって行きます。〇〇〇の〇〇〇〇〇の方を通りまして、〇〇〇〇〇〇の先の右側になります。〇〇さんは〇〇歳です。私は区長をしまして挨拶に来ていただきました。木を伐るのが好きで藪だった所をきれいにしています。毎日〇〇〇から通っています。〇〇さんの空き家がありますが、そこも買って住むのですか。と聞きましたら、白アリが入って住む状態ではないので通

	<p>いで行っています。とのことでした。そこに住んでもらうと〇〇地区は新入居者で〇万円をいただいています。その他に区費を毎年いただいています。そのようなことがありますので話をしましたが、住まないで通いで行うそうです。住むようになったらお願いします。という話をしました。頑張っている耕作していますので報告させていただきました。</p>
議 長	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局より報告があります。</p>
事務局	<p>1点報告させていただきます。</p> <p>農地法の第3条で農地を農地として譲り受けたり賃借する場合の申請ですが、農地法の改正があった関係で、来年度の4月1日から変更がありますので報告させていただきます。</p> <p>何が変わったかと言いますと、今までは、農地法で下限面積がありました。小鹿野町では新しく農地を譲り受けたりする場合、農地が2反以上無いと出来ません。という条件で審議をさせていただいていました。これからは、国の法律が改正され、下限面積が廃止されますので、何㎡からでも買うことが出来るようになります。ただ、年間150日以上耕作してください。持っている土地は全て耕作している上で農地を取得してください。という全部効率利用要件は引き続きになります。下限面積が4月1日から廃止になります。というお知らせです。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>皆さんの方から何かございますか。</p> <p>(特に無し)</p>
議 長	<p>皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和5年第2回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>